

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和4年度国道8号大谷地区緊急災害応急作業等（その10）
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 橋本 亮 福井県福井市花堂南2-14-7
契約締結日	令和 4年10月17日
契約の相手方の 氏名及び住所	（株）清水組 福井県鯖江市鳥羽町22-52
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	¥6,468,000-
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	¥6,468,000-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件名：国道8号大谷地区緊急災害応急作業等（その10）

2. 業者名：
株式会社 清水組

3. 随意契約理由

本作業は、令和4年8月5日に豪雨により発生した一般国道8号線大谷地区の土砂災害に伴う緊急応急復旧作業等を実施するものである。

一般国道8号線大谷地区において、土砂崩れが複数箇所において発生し、通行できない状況になった。また、トンネル内に一般通行車両が立ち往生する状況になり、緊急で啓開作業、土砂の除去、法面の応急復旧などを実施する必要性が生じた。また、同時期に西日本高速道路管理の高速道路や併走する県管理の国道等においても通行止めが発生し、JR北陸本線においても敦賀・武生間において運行が出来ない状況となり、一般国道8号線において至急の解放が求められる状況となった。

しかし、大規模な土砂災害のため、現道を維持管理している業者のみでは、対応できる作業量ではなかった。

このことから、現在嶺南地区橋梁補修他工事を受注しており、地域的特性を熟知している上記業者に対し、緊急応急復旧作業等の協力協議を行った。

結果、直ちに実施可能であるとの承諾が得られたことから、上記業者を緊急の必要により随意契約の相手方としたものである。

4. 随意契約の根拠法令

会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第三号

近畿地方整備局 福井河川国道事務所
道路管理課長